

災害時の応急措置に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、災害時に船橋市（以下「甲」という。）が必要とする応急措置（以下「応急措置」という。）について、甲は、船橋市管工事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を要請し、乙は、これに協力し、速やかに応急措置を行うことにより、市民生活の安定と安全を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、人員や機材等を活用して、甲の指示により、応急措置を実施するものとする。

3 乙が実施する応急措置の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所等の公共施設の応急補修
- (2) 災害救助法に基づく住宅の応急修理
- (3) 甲が必要と認めるその他の業務

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の要請手続は、災害対策本部又は水防本部の各班が担当し、作業依頼書（第1号様式）によって要請するものとする。

ただし、災害対策本部又は水防本部設置前については、各担当課より要請するものとする。

2 乙は、前項による要請を受けたときは、作業依頼書の委託内容に基づき作業を行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後速やかに作業依頼書により行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、応急措置が終了した後10日以内に、補修状況、使用材料の数量、使用資機材の稼働状況、作業に要した人員及び応急措置に係る写真を添付し、作業報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用)

第5条 この覚書に基づいて行った応急措置に係る費用については、甲は、作業報告書により内容を審査し、額を確定する。

2 前項に規定する費用は、「千葉県積算基準」等により積算し、甲と乙が協議した上、決定した額とする。

(災害補償)

第6条 甲は、乙が応急措置を実施中にその者の責に帰すことができない事由により、負傷又は死亡したときは、「船橋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年船橋市条例第25号）」の規定に準じて補償を行うものとする。

ただし、補償を受けるべき者が法令による給付又は保障を受けたときは、甲は、同一の事故について、その給付又は補償の限度において補償を行わない。

2 補償の原因の事故が第三者の行為によって生じた場合に、賠償を受けたときは、甲は、同一の事故については、その賠償の限度において補償を行わない。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から起算して1年間とする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもってこの覚書を変更若しくは、終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後この例によることとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び応急措置の実施に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市
船橋市長 松戸 徹

乙 船橋市二和東3丁目3番5号
船橋市管工事業協同組合
代表理事 古橋 久治